

第1回経営面にかかる検討部会 会議用資料

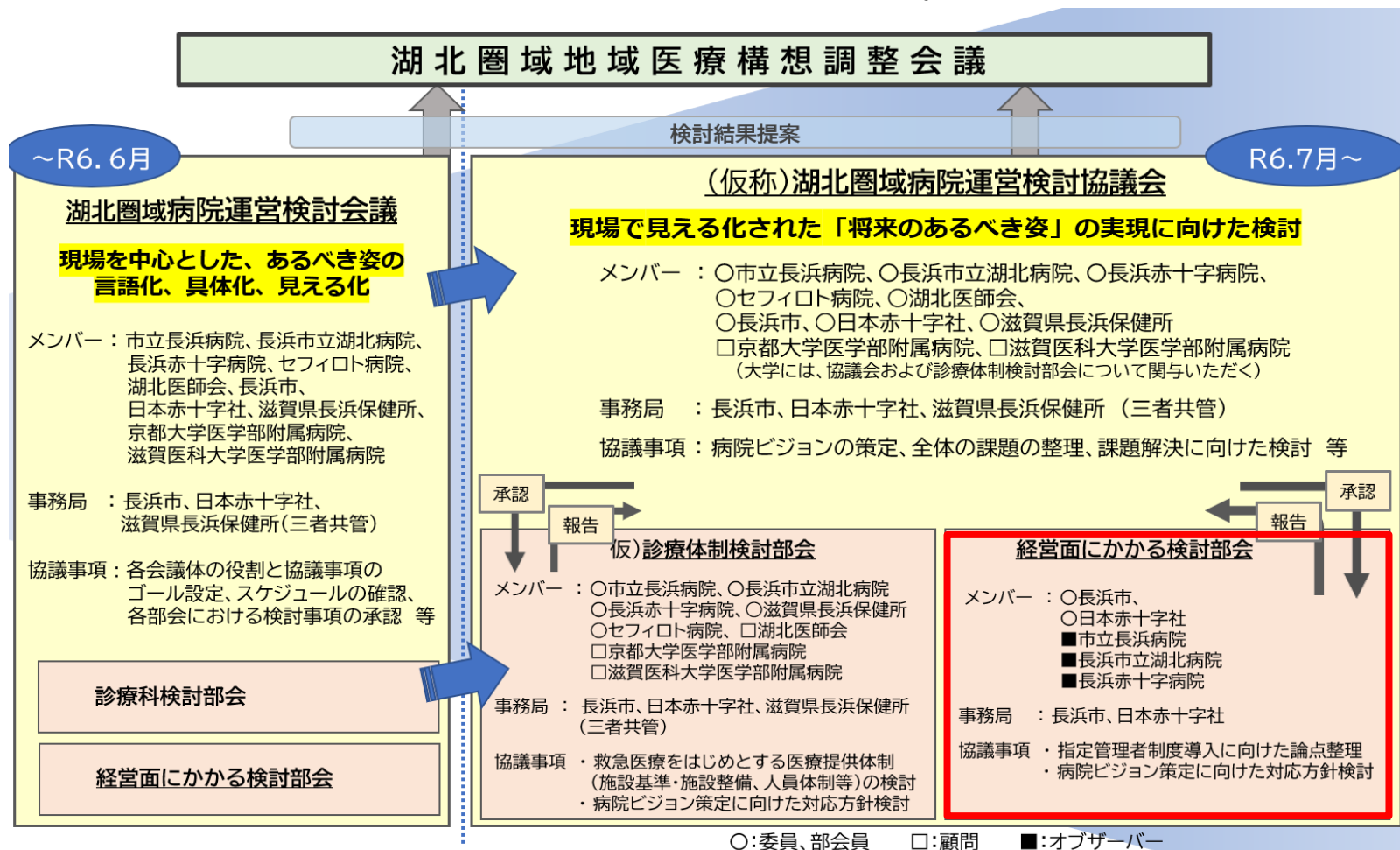
2024年9月9日

FOR DISCUSSION ONLY

①協議体制について

協議体制について

6月までと同様「診療体制検討部会」「経営面にかかる検討部会」での検討結果については、適宜「湖北圏域病院運営検討協議会」に報告し承認を受ける運営を想定しています。また7月からの検討において経営面にかかる検討部会では、指定管理者制度導入に向けた論点整理や、病院ビジョン策定に向けた対応方針の検討を実施します。



②6月までの検討内容振り返りと7月からの目標設定

6月までの検討内容振り返り

6月までの検討内容振り返り

6月までは「経営面の課題」と「指定管理者制度導入に向けた手続き面の課題」の2つの視点から課題と論点の整理を行いました。7月以降は各課題を経営面にかかる検討部会で具体的に議論していきます。

6月までに行った課題と論点の整理と7月以降の進捗状況（1/2）

6月までに行った課題と論点の整理		7月以降の進捗状況
協議項目	協議内容	
1. 職員の身分・待遇に関する こと	- 両病院職員間給与、処遇、研修、出張、シフト、保育所、病院長人事等の制度について比較、調整すべき事項を確認する。 - 公益的法人等への職員の派遣等に関する事例を確認する。 - 条例、規則等の改正スケジュール見通しについて確認する。 - 市と日赤間で出向職員の処遇差等への対応を検討する。（例：出向協定書等の締結検討）	第2回経営面にかかる検討部会で協議予定
2. 診療科再編による収支への影響に関する こと	- 用途変更等により返還しなければならない補助金など、資金面での不利益の有無を確認する。 - 経営一体化によって、市、日赤のいずれかに損失が発生した場合について、損失の算定方法とその対応が必要であることを確認する。 - 診療科再編により不要となる設備の有無や、それらに関して投資回収が難しいと考えられる場合の投資回収支援の考え方（補填等）が必要であることを確認する。「投資回収の困難性」の考え方について確認する。	第4回経営面にかかる検討部会で協議予定
3. 診療科再編に伴う建築整備費用に関する こと	救急棟の新設など、診療科再編に必要とされる投資事項の整理と、資金分担を含めた対応方針やスケジュールを確認する。	第3回経営面にかかる検討部会で協議予定
4. 指定管理者の選定に関する こと	日本赤十字社を指定管理者として指定する場合の方針を確認する。	本日（第1回経営面にかかる検討部会）協議事項
5. 開始時期、指定管理期間、準備期間等のスケジュールに関する こと	指定管理開始時期の確定、各病院の耐用年数の整理、職員の出向・転籍の意向確認について、スケジュールを確認する。	本日（第1回経営面にかかる検討部会）協議事項

出所：湖北圏域病院運営検討会議経営面にかかる検討部会報告書（R6.6.20）

FOR DISCUSSION ONLY

6月までの検討内容振り返り

6月までに行った課題と論点の整理と7月以降の進捗状況（2/2）

6月までに行った課題と論点の整理		7月以降の進捗状況
協議項目	協議内容	
6. 指定管理に関わる財務に関すること	3病院の会計やその会計基準に関すること、再編に要する財源確保、指定管理料、交付金、指定管理者の負担金、指定管理導入時の決算処理等について確認する。	第3回経営面にかかる検討部会で協議予定
7. 指定管理の業務に関すること (指定管理基本協定書の項目)	介護老人保健施設、中之郷診療所、地域包括支援センター、0次健診、ヘルスケアセンター、訪問看護ステーション、院内学級、自主事業など、指定管理業務について確認する。	第3回経営面にかかる検討部会で協議予定
8. 再編に向けた適正な人員配置計画	人材の交流を含め、再編の最終像を見据えた人員配置の段階的な進め方やスケジュール感について確認する。	第4回経営面にかかる検討部会で協議予定
9. 経営一体化による収益性・効率性に関すること	経営一体化により期待される収支改善等の見通しについて確認する。	第4回経営面にかかる検討部会で協議予定
10. 議会・地域住民への説明、理解醸成に関すること	- 全体的な取り組みを進めるにあたり、説明方針を確認する。 - 指定管理者制度開始に向けて逆算的にスケジュールを確認する。	第3回経営面にかかる検討部会で協議予定
11. 現場職員への説明に関すること	本件の取り組みに関する説明方針を確認する。	第3回経営面にかかる検討部会で協議予定

出所：湖北圏域病院運営検討会議経営面にかかる検討部会報告書（R6.6.20）

②6月までの検討内容振り返りと7月からの目標設定

7月からの目標設定

経営面にかかる検討部会の目標（案）

第4回経営面にかかる検討部会にて検討する「経営面にかかる検討部会報告書」について、記載する項目案と記載の方向性案を作成しました。6月までに行った課題と論点の整理をふまえ、対応の漏れが生じないように整理しています。

「経営面にかかる検討部会報告書」の記載項目と記載の方向性（案）

大項目	小項目	記載の方向性
病院再編を進めるための 人材交流	人材交流手法	・ 指定管理者制度導入前における医師等の人材交流手法（交流派遣研修、在籍型出向等）を記載する。
	条例、規則等の整理	・ 改正が必要な場合、改正の時期、改正内容の概要を記載する。
指定管理者制度に 関する基本的枠組み	募集方法	・ 病院ビジョン実現をめざす観点から、公募の場合と非公募の場合の、それぞれの課題を整理し記載する。
	指定管理期間	・ 他自治体の事例を参考にし、課題を整理し記載する。
	指定管理業務	・ 3病院の医療機能をもとに想定される標榜診療科、政策的医療の実施に加えて、介護事業等病院事業以外の実施方針等、想定される指定管理業務について病院ビジョンをもとに記載する。
	指定管理者制度導入に 関する費用負担	・ 再編にかかる3病院の整備費用及び指定管理者制度導入後の運用費用について整理し、補助金等の財源も踏まえて想定される費用負担を整理して記載する。 ・ 再編による収益構造の変化にかかる影響について、採り得る選択肢を検討し記載する。 ・ 診療科再編により不要となる設備の有無や、投資回収が難しいと考えられるものがある場合、採り得る選択肢を検討し記載する。
	指定管理料等の考え方	・ 3病院の持続可能な経営を念頭に、指定管理料、指定管理者負担金及び剰余金の取り扱い等の条件設定について、採り得る選択肢を検討し記載する。
	収支シミュレーション	・ 経営一体化により期待される3病院の収支の見通しを記載する。
	市立職員の身分の取り扱い	・ 職員間給与、労働条件、その他労務管理等の人事制度について分析した上で、指定管理者で勤務を希望する者の雇用形態に応じて想定される雇用方針等について記載する。
	スケジュール	・ 指定管理者制度移行までの想定スケジュール、及び、再編の最終像を見据えた人員配置に関して、指定管理者制度導入後に想定される人員配置の進め方について記載する。
市民、病院職員への対応	市民への対応方針	・ 市民へ周知する時期、周知方法、周知の目的、周知する項目等を記載する。
	病院職員への対応方針	・ 病院職員に向けて実施する病院ビジョンに関する職員説明の実施時期、実施の目的、説明する項目等を記載する。
	病院職員へのアンケート方針	・ 職員アンケートの実施時期、実施の目的、アンケート項目等を記載する。 ・ 職員アンケートを実施した場合、実施目的に応じた分析を行い調査結果を記載する。

③指定管理者の選定に関する課題の検討

長浜市条例による指定管理者制度の規定

条例では原則公募とされています。また、「非公募にできる理由」を満たし、かつ「非公募にできる団体」であるという要件を満たせば、非公募可能と規定されています。

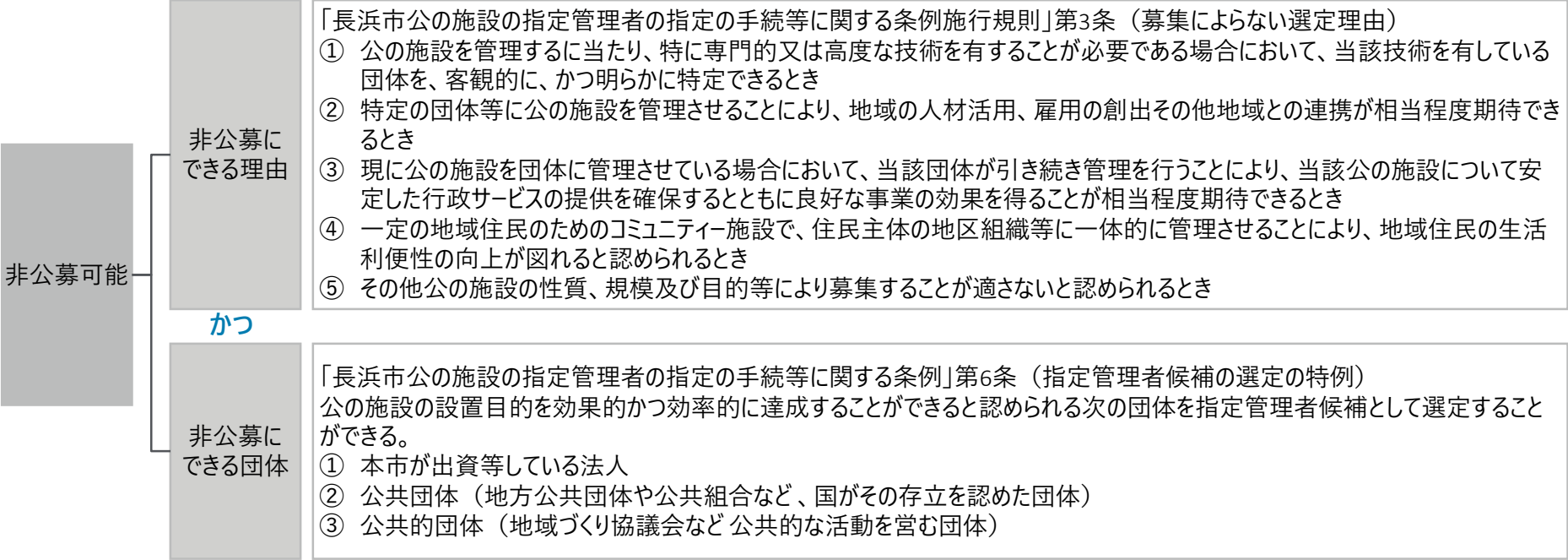
長浜市条例

■ 長浜市条例による非公募可能な場合 ※非公募であっても公募と同じ手続き（審査）は必要である

➢ 「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条（指定管理者の募集）

市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を公示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を募集するものとする。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他募集を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

■ 長浜市条例による非公募可能となる要件



④指定管理者制度移行スケジュールの検討

指定管理者制度導入手続（1/2）

各手続の留意点は以下の通りです。

指定管理者制度導入手続（1/2）



① 導入内容の決定

- 募集方法について公募が原則であるものの、非公募が可能な場合は「非公募にできる理由」を満たし、かつ、「非公募にできる団体」であることが必要である。
- 長浜市指定管理者制度運用マニュアルによると、長浜市はできる限り利用料金制を採用することとしている。また、利用料金制を採用している施設で、利用料金収入が管理運営経費を大きく上回ると見込まれる場合は、納付金として市に利用料金収入の一部を納めることを指定管理者に求めることが可能となっている。
- 指定管理期間は原則公募の場合5年間、非公募の場合3年間とするが、合理的な理由がある場合は、原則以外の長期期間の指定も可能である。

※合理的な理由がある場合

- （ア）まちづくりセンターなど地域のコミュニティ的な施設を当該地域の団体に管理させる場合
- （イ）近い将来に大規模な改修や施設の廃止などが想定される場合
- （ウ）既に指定管理を導入している他の施設と一体的に施設を管理させる場合
- （エ）利用者との信頼関係の構築が必要な人的サービスの比重が大きい施設を管理させる場合
- （オ）その他個別の理由に基づく期間により施設を管理させる場合

② 施設条例及び施設条例の制定・改正

- 長浜市においては、個々の施設の設置及び管理に関する条例（施設条例）と施設条例の施行規則（施設規則）で指定管理者に関する必要事項を規定する「個別条例方式としているため、施設条例及び施設条例の制定が必要である。

③ 募集要項等の作成

- 長浜市においては、修繕費の分担、及びリスク分担について、募集要項や協定書に明示が必要である。

出所：長浜市指定管理者制度運用マニュアルを参考にして事務局にて作成

指定管理者制度導入手続（2/2）

各手続の留意点は以下の通りです。

指定管理者制度導入手続（2/2）



④ 指定管理者の募集・選定

- 応募者に事業計画書や収支計画書の提出を求め、有識者等による選定委員会を通じて選定が行われる。（非公募（更新に限る）の施設は、選定委員会の意見聴取を省略できる）

※非公募の際に必要な書類

- ・ 非公募とすることの理由書

⑤ 指定管理者の指定

- 長浜市においては、指定管理者指定議案提出までに仮基本協定を締結することが必要である。仮基本協定は、指定管理者の指定の議決を経て本協定へ移行する。

⑥ 協定締結

- 指定管理開始前において自治体と指定管理者の間で、指定管理期間、指定管理方法、利用料金（診療収入）の取扱等を定めた協定書が締結される。

⑦ 指定管理者による管理の開始

- 協定書に基いた指定管理が開始され、指定管理期間においては毎年度の事業報告書の提出、自治体による管理・監督、また自治体監査委員による監査の対象となる。

